

## 【第70条（火を使用する設備、器具等の製造及び整備業の届出）】

（火を使用する設備、器具等の製造及び整備業の届出）

第70条 火を使用する設備、器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備、器具のうち、液体燃料を用いるものを製造し、取り付け、又はその点検及び整備を業とする者は、火災予防上必要な事項を消防長に届け出なければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕

### 【趣旨】

本条は、積雪寒冷地である札幌市において、厨房、暖房用などの火を使用する設備、器具で、液体燃料を使用するものを製造し、点検及び整備を業とする者に対する消防長への届出について定めたものである。

本条は、消防機関があらかじめ火を使用する設備、器具等の製造及び整備業者の所在地、名称、点検整備を行う熟練者の概要等を把握し、当該情報を管理しておくことで、当該業者に対し、法令改正等に係る情報提供や、火災予防上の指導を円滑に行うとともに、万が一火災予防上不適切な行為が発生した場合においては、消防機関が迅速に対応し、場合によっては届出事項を取り消すことができるようにするために設けたものである。

### 【解説】

- 1 本条の届出の対象となる者は、火を使用する設備、器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備、器具のうち、灯油などの液体燃料を使用するものを製造し、取り付け、又はその点検及び整備を業とする者とする。その際、取り付けや点検、整備を単に受注し、自らその業を行うことなくほかの者に委託している者は、本条による届出の対象とはならない。
- 2 届出の主体については、個人、法人を問わない。また、法人として届け出た場合は、当該法人に所属する従業員等が個人として改めて届け出る必要はない。
- 3 届出は、規則第17条に基づき、届出書2通を消防長に提出しなければならない。具体的な手続きについては、札幌市公式ホームページ申請書・届出書ダウンロードサービス「液体燃料を使用する設備・器具取付点検整備業の届出」を参照すること。
- 4 本条の規定による届出書の提出があった場合、消防長は、規則第5条に基づき、次のいずれかに該当するか否かを確認し、該当するに至ったものと認めた場合には、提出された届出書2通のうち1通に「届出済」の印を押印して届出者に交付する。
  - (1) 規則第5条に規定する消防長が指定する機関において、液体燃料を使用する設備及び器具の点検及び整備のために必要な知識及び技能を修得するための講習を受け、これを修了した者
  - (2) 規則第5条に規定する(1)に準ずる者として消防長が適当と認めたもの
- 5 4(1)の「消防長が指定する機関」は、平成13年札幌市消防局告示第5号（札幌市火災予防規則第5条第1項の規定に基づき消防長が指定する機関）において「(一財)日本石油燃焼機器保守協会」とされているため、当該機関の講習を受講し、修了することが要件となる。よって、当該要件に該当する場合は、届出書の「点検整備を行う熟練者の概要」欄に、修了した講習の名称、取得年月日及び番号を記載し、当該講習によって取得できる石油機器技術管理士資格者証の写しを添付した上で提出する。
- 6 4(2)の「(1)に準ずる者として消防長が適当と認めたもの」は、液体燃料を使用する設備及び器具の点検及び整備に係る補助的な実務経験が5年以上の者である。よって、当該要件に該当する場合は、届出書の「点検整備を行う熟練者の概要」欄中「修了講習等名称」欄に「実務経験〇年」（実務経験した具体的年数）と記載し、実務経験が5年以上であることを証明できる書類を添付した上で提出する。なお、実務経験5年以上の者に関しては、関係法令の知識習得、点検整備に係る新たな知見（燃焼理論、燃焼設備等の構造原理等）の取得等のため、別途、石油機器技術管理講習を受講、修了し、石油機器技術管理士の資格を取得しておくことが望ましい。

【第70条（火を使用する設備、器具等の製造及び整備業の届出）】

- 7 火を使用する設備、器具等の製造及び整備業全般を廃止する場合には、規則様式23「液体燃料を使用する設備・器具取付・点検整備業届出書」による届出又は札幌市消防局予防部予防課への連絡が必要である。